

▶採用までの流れ



①保健師 以下のすべてに該当する方
ア平成元年4月2日以降に生まれた方
イ保健師資格を有する方または令和7
年3月31日までに資格取得見込みの
方

②技術(土木) 2名程度
土木工事の設計および監督、都市開発や
都市計画、上下水道事業等の業務に従事
します。

▼受験資格

『学校教育法』で定める高等学校卒業
以上の学歴を有する方(令和7年3月
31日までに卒業見込みを含む)で、職
種ごとに定められた受験資格を有す
る方

▼受付期間

令和7年1月6日(月)～14日(火)

インターネットによる申し込みのみ
となります。

詳しくは町公式ホームページをご覧
ください。

町総務課

☎581・2121内線313・315

☎581・2121内線111・115

☎581・2121内線123・124

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

☎581・2121内線111・112

特定健康診査・後期高齢者健康診査等
人間ドック・脳ドックを受診しましょう！

健康診査や人間ドック等は、生活習慣
病やほかの病気の早期発見・治療、生活
習慣の改善につなげることを目的として
実施しています。生活習慣病の多くは発
病後、自覚症状が出るまでに時間がかか
ることが多く、手遅れになる場合もあり
ます。症状が出てからの治療が必要にな
らないように、まずは予防・早期発見に
気を配りましょう。

対象者や検診機関等の詳しい内容につ
いては、人間ドック・脳ドックは本誌4
月号、国民健康保険特定健康診査・後期
高齢者健康診査は8月号をご確認いた
だくか、町公式ホームページをご覧く
ださい。

※町の特定健康診査・後期高齢者健康診
査と人間ドックの併用はできませんの
でご注意ください。



○脳ドック受診機関が拡充され、12月1
日から中央脳神経外科が受診可能に
なりました。

中央脳神経外科

熊谷市中央1-1-42

☎529・2525

町民課

☎581・2121内線111・115

災害時避難行動要支援者台帳
更新のお知らせ

町では、災害発生時に自力で避難する
ことが困難な方の登録情報(災害時避難
行動要支援者台帳)の更新を行います。
災害時避難行動要支援者台帳とは
災害発生時に自力で避難することが困
難な方に、あらかじめ同意のうえ登録
していただき、その情報を消防署や警
察署、社会福祉協議会、民生委員・児童
委員、自主防災組織などと共有して、災
害時の避難支援や安否確認、平時の避
難訓練等に活用します。

▼登録対象者

次の①～④いずれかに該当し、避難
支援を必要とする方

①75歳以上の1人暮らし、または世帯
全員が75歳以上の高齢者世帯の方
(令和6年3月31日現在)

②要介護3～5の認定者

③身体障害者手帳(1・2級)療育手帳
(A・A)、精神障害者保健福祉手帳
(1級のいずれかを所持している方)

④指定難病医療受給者証をお持ちの方
※在宅生活でない方(施設入所や長期
入院等を除く)

▼登録方法

①～③のいずれかに該当する方で、
今年度から対象となった方に、寄居
町避難行動要支援者登録申請書を
8月に郵送しています。登録希望の
方は、必要事項を記入のうえ、12月20
日(金)までに、同封の返信用封筒で返
信してください(消印有効)。

※昨年度以前に対象となった方や、④
に該当する方で、今年度から登録を
希望する方、または登録した内容に
変更がある方は、福祉課へお問い合わせ
ください。

町福祉課

☎581・2121内線123・124

町長コラム Data Box

気になる数字

令和6年寄居町
10
大ニュース



寄居町長 峯岸克明

1. ガリガリ君がやってくる!!
赤城乳業(株)立地決定
2. 大好評!! 移動販売「うえたん号」
3. 販売開始!! YORII KENKO弁当
4. 学校再編計画決定!! 城南中学校区
5. 県内初! 協働の道づくり事業スタート
6. 祝開通! 県道赤浜小川線バイパス
7. 合併70周年! 記念ロゴマーク発表
8. 婚活支援! 本格スタート
9. 全面リニューアル! 広報よりい
10. 町職員を派遣! 能登半島地震

年金についての情報を毎月お届け!

年金特報

今月は「源泉徴収票と口座振替」

「源泉徴収票」は大切に保管を!

厚生年金や国民年金などの公的年金は「雑所得」として所得税等の課税対象になります。年金を受給している方には、令和7年1月ごろに日本年金機構から「令和6年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。源泉徴収票は確定申告や住民税申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。
※遺族年金・障害年金は非課税所得のため、源泉徴収票は送付されません。

納付は安心・便利な「口座振替」で!

国民年金保険料の納め忘れがあると、将来受け取る可能性のある老齢基礎年金や障害基礎年金の請求権を失ってしまう場合があります。保険料納付の手間と納め忘れのない口座振替をご利用ください。振替方法は次の5種類から選べます。

①翌月末振替	毎月末日に前月分の保険料を振替
②当月末振替	毎月末日に当月分の保険料を振替
③6カ月前納	4月～9月分、10月～翌年3月分の6カ月分の保険料をまとめて前払いにより振替
④1年前納	4月～翌年3月分の1年分の保険料をまとめて前払いにより振替
⑤2年前納	4月～翌々年3月分の保険料をまとめて前払いにより振替

※②～⑤の振替方法を選択すると、保険料が割引されます。割引の詳細は、日本年金機構のホームページをご覧ください。
※振替可能な月数は申請日によって異なります。手続き後に送付される通知で振替金額や振替日を確認してください。

- ▶申請先／町民課、熊谷年金事務所または振替口座のある金融機関です。マイナンバーカードを利用した電子申請も可能です。
- ▶必要なもの／本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)、基礎年金番号が分かるもの(年金手帳・基礎年金番号通知書等)、通帳、通帳届出印

☎熊谷年金事務所 ☎522・5012 町民課 ☎581・2121内線111・112

※問い合わせの際は、基礎年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。